

**地下水利用システム事業プロポーザル
設備要求事項**

**地方独立行政法人新小山市民病院
事務部経理課**

(1) 設備に関する基本的事項

① 共通事項

- ア 設備の処理能力値は52,000 m³/年以上かつ、10 m³/時間以上とすること。
- イ 設備は屋外設置仕様とすること。
- ウ 震度6強程度の地震においても正常に機能する設計であること。また、契約締結後、構造計算書を提出すること。

② 地下水汲み上げ設備

- ア 井戸は深井戸とし、深さは100m以深より水質が問題ないと判断できる位置より取水すること。ただし、地質等を考慮し、変更案が有れば提案すること。
- イ 井戸水位低下の場合、システムが連動して停止すること。

③ 地下水膜濾過設備

- ア システムに異常が発生した場合、自動的に浄水市水が供給される制御機能を有していること。
- イ タイマー制御等により、処理水と市水を任意の比率に調整できるシステムとすること。
- ウ 前処理は砂濾過等で除鉄・除マンガンを行い、必要に応じて活性炭処理を行うものとする。
- エ 膜濾過を用いる浄水設備は、水道用膜モジュール規格を受けており、UF膜以上の性能であること。
- オ 井戸ポンプより汲み上げた地下水を砂濾過装置の手前で受ける原水槽を設けること。および、膜濾過後の処理水を受水槽の手前で受ける処理水槽を設けること。
- カ 残留塩素濃度をリアルタイムで表示でき、かつ記録計により濃度の履歴管理が出来ることとする。
- キ 設置する濾過システムの濾過設備システム図(フロー図)を提出すること。
- ク 設備機器類の機器スペック一覧を提出すること。

④ 上記設備の付帯設備

- ア システムの電源は、自家発電機回路を用意する。
- イ 設備設置敷地に防護柵のフェンスを設置すること。ただし、フェンス部材は支給する。
- ウ 逆洗等で発生する排水のための排水管を、排水升まで配管接続すること。

(2) 保守管理・運用に関する基本的事項

- ① 契約期間中は、導入したシステムのフルメンテナンスを行うものとし、保守点検等及び調整、薬剤、濾材、消耗品の補給交換、システム内水槽の清掃点検、緊急対応、故障・老朽部品の交換を実施すること。
また、メンテナンス計画書を提出すること。

- ② 専用水道の法令順守に則り水質分析を実施すること。また、保健所指導による定期水質検査を実施し、必要に応じて臨時の水質検査を実施すること。
- ③ 契約期間中、設備から供給される水質は、水質基準に関する省令に適合する水質を保障すること。

(3) 工事に関する基本的事項

- ① 工事中の安全・品質・工程管理を行うこと。
- ② 設置する敷地内において、病院本体工事、エネルギーセンターの工事施工中につき十分な協議のうえ施行施工すること。
- ③ 廃棄物処理費用は見込むこと。
- ④ 関係官庁届出、検査立会費用をすべて見込むこと。
- ⑤ 病院本体工事との取り合いにより、必要に応じて調整定例会に参画すること。
- ⑥ 工事中に疑義が生じた場合、速やかに病院側と協議すること。